

## 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

(1) 区分1に分類される手術

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	29
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

(2) 区分2に分類される手術

ア 鞣帯断裂形成手術等	74
イ 水頭症手術等	48
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	1
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

(3) 区分3に分類される手術

ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0

(4) 区分4に分類される手術

胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	182
ア 腹腔鏡下ヘルニア手術	1
イ 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術	32
ウ 腹腔鏡下胃・十二指腸潰瘍穿孔縫合術	1
エ 腹腔鏡下胃切除術	5
オ 腹腔鏡下胃全摘術	1
カ 腹腔鏡下胆囊摘出術	49
キ 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍手術	23
ク 腹腔鏡下虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を伴わないもの）	30
ケ 腹腔鏡下虫垂切除術（虫垂周囲膿瘍を伴うもの）	13
コ 腹腔鏡下結腸切除術（小範囲切除、結腸半側切除）	7
サ 腹腔鏡下直腸切除術・切断術（低前方切除術）	7
シ 腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術	1
ス 腹腔鏡下肝嚢胞切開術	5
セ 腹腔鏡下人工肛門造設術	1
ソ 腹腔鏡下腸管癒着剥離術	6

(4) その他の区分

人工関節置換術(3種)	115
ア 人工関節置換術（股）	53
人工関節置換術（膝）	59
人工関節置換術（肩）	3
イ 1歳未満の乳児に対する(以下「乳児外科施設基準対象手術」という。)に関する施設基準	0
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(4種)	3
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥疊切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

令和7年1月～令和7年12月実績